

福県医発第 518 号 (地)  
令和 5 年 5 月 18 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会  
会 長 蓮 澤 浩 明  
(公 印 省 略)

### 新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症移行後の対応について

今般、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部（局）宛て標記事務連絡がなされ  
るとともに、本会に対しても日本医師会より情報提供がありました。

本事務連絡は、新型コロナウイルス感染症が本年 5 月 8 日から、感染症法上の 5  
類感染症に位置付けられ、これまでの法律に基づき行政が様々な要請・関与をして  
いく仕組みから、個人の選択を尊重し、国民の自主的な取組みを基本とする対応に  
転換することを踏まえ、厚生労働省において下記のとおり特設ウェブサイトが開設  
された旨を案内するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会会員への  
周知方よろしくお願いいたします。

### 記

#### ○厚生労働省ウェブサイト（特設ページ）

「新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症移行後の対応について」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/corona5rui.html>

(掲載内容)

- ・新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが 5 類感染症になりました
- ・基本的感染対策の考え方について
- ・新型コロナウイルス感染症に感染した場合の考え方について
- ・医療提供体制及び公費支援について
- ・患者の発生動向等の把握について
- ・新型コロナワクチンについて
- ・関連情報（政府広報など）
- ・Q&A

※新型コロナウイルス感染症全般の情報については、以下からご覧ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

日医発第 340 号（健Ⅱ）  
令和 5 年 5 月 10 日

都道府県医師会  
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長  
釜 范 敏

### 新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症移行後の対応について（周知広報）

今般、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部（局）宛て標記の事務連絡がなされ、本会に対しても情報提供がありました。

本事務連絡は、新型コロナウイルス感染症が令和 5 年 5 月 8 日から、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）上の 5 類感染症に位置づけられ、これまでの法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組みから、個人の選択を尊重し、国民の自主的な取組を基本とする対応に転換することを踏まえ、厚生労働省において下記のとおり特設ウェブサイトが開設された旨を案内するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会および関係医療機関に対する情報提供について、ご高配のほどお願い申し上げます。

### 記

○厚生労働省ウェブサイト（特設ページ）

「新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症移行後の対応について」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/corona5rui.html>

（掲載内容）

- ・新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが 5 類感染症になりました
- ・基本的感染対策の考え方について
- ・新型コロナウイルス感染症に感染した場合の考え方について
- ・医療提供体制及び公費支援について
- ・患者の発生動向等の把握について
- ・新型コロナワクチンについて
- ・関連情報（政府広報など）
- ・Q&A

※新型コロナウイルス感染症全般の情報については、以下からご覧ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

事務連絡  
令和5年5月8日

各〔都道府県  
保健所設置市  
特別区〕衛生主管部（局）御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の対応について  
(周知広報)

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症については、本日から、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の5類感染症に位置づけられました。

これまでの法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組みから、個人の選択を尊重し、国民の皆様の自主的な取組を基本とする対応に転換することとなります。

厚生労働省では、特設ウェブサイトを開設し、5類感染症への移行に伴う各種対応の変更点等について周知広報しています。また、感染対策や療養の考え方など関連リーフレットについて更新し、サイト内に掲載していますのでご活用ください。本内容について御了知の上、関係各所へ周知の程、お願い申し上げます。

○厚生労働省ウェブサイト（特設ページ）

「新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の対応について」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/corona5rui.html>

(掲載内容)

- ・新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症になりました
- ・基本的感染対策の考え方について
- ・新型コロナウイルス感染症に感染した場合の考え方について
- ・医療提供体制及び公費支援について
- ・患者の発生動向等の把握について
- ・新型コロナワクチンについて
- ・関連情報（政府広報など）
- ・Q&A

※新型コロナウイルス感染症全般の情報については、以下からご覧ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

(照会先)

厚生労働省新型コロナウイルス  
感染症対策本部 戦略班

variants@mhlw.go.jp

03(3595)3489